第1条(名称)

この会の名称は、岡崎市シビックセンター友の会「シビコロ会」といいます。

第2条(目的)

この会は音楽芸術に広く関心を持つ会員により構成され、岡崎市シビックセンターコンサートホール「コロネット」(以下当ホール)を支援し、岡崎の音楽文化の振興・発展に寄与することを目的とします。

第3条(事務局)

この会の運営に関する事務取扱及び決定事項は、岡崎市シビックセンター指定管理者 SPS・トーエネック・ピーアンドピー共同事業体(以下指定管理者)が行います。

第4条(ベーシック会員)

ベーシック会員とは、第2条の目的に賛同し、本規約を承認のうえ、指定管理者が定める申込書を提出し、指 定管理者が承認した方をいいます。

第5条(会員番号)

指定管理者は、ベーシック会員に会員番号を通知します。ベーシック会員は会員番号を含むベーシック会員の 権利を第三者に譲渡等できないものとします。

第6条(会員番号の失念等)

ベーシック会員は、会員番号を失念した場合には、速やかに指定管理者にその旨を届けるものとします。この 場合において、指定管理者はご本人確認の上、会員番号を通知するものとします。

第7条(特典)

1. 指定管理者が主催をする公演のチケットの先行予約

ベーシック会員は指定管理者が指定する公演のチケットを、1公演につき1会員4枚まで、一般発売前に優先的に予約することができます。発売日については指定管理者が決定し会員に通知するものとします。ただし、本特典はベーシック会員が必ずチケットを購入することができることをお約束するものではありません。ベーシック会員販売の予定枚数に達した時点で先行予約受付を終了する場合もあります。また、購入後の座席の変更及びキャンセル、または公演の変更をすることは出来ません。

2. コンサート情報等の郵送

郵送希望の意思表示をしていただいたベーシック会員へは、岡崎市シビックセンターで開催される各種催事情報を、ベーシック会入会申込書に記載のご住所へ無料送付いたします。

3. その他、指定管理者が会員向けに実施するサービス

第8条(代金の支払い)

- 1. チケット購入代金の支払い方法は、支払い方法にかかわらず、全額一括払いとし、ベーシック会員は指定管理者が定める方法で支払うものとします。
- 2. ベーシック会員がインターネットチケットサービスを利用する場合のサービス内容は、インターネットチケットサービスの利用規約によるものとします。

第9条(届出事項の変更など)

- 1. ベーシック会員は、氏名、住所、送付先等に変更が生じた場合は、直ちに指定管理者まで届けるものとします。
- 2. 前項の届出がない場合、指定管理者からの通知その他のものが遅延し、または到着しなかったとしてもベーシック会員は異議を申し立てられません。

第 10 条 (退会等)

ベーシック会員は何時でも退会することが出来ます。退会する際には指定管理者へ退会の申し出をするものと

します。

第11条(ベーシック会員資格の喪失)

ベーシック会員が次のいずれかひとつに該当する場合は、指定管理者はベーシック会員の資格を取り消すことが出来るものとします。但し、会員資格喪失の場合も、指定管理者に対する債務の支払を免責されるものではありません。

- ①入会に虚偽の申告があったとき
- ②本規約に違反したとき
- ③ベーシック会員として購入した公演チケットをインターネットオークション、対面販売、その他方法の如何に関わらず、または実際に転売利益を獲得できたか否かに関わらず、営利を目的として転売したと認められる場合
- ④暴力団・暴力団員その他これに準ずる者等反社会的勢力に該当する事実があった場合
- ⑤その他運営上支障があったと指定管理者が認めるとき

第12条(個人情報の取扱い)

ご登録いただきました個人情報については、ベーシック会員サービスの提供、チケットの販売(先行予約特典 含む)、各種公演情報のお知らせ等、「シビコロ会」運営の目的にのみに使用いたします。なお、サービス・公演の品質向上の目的で、個人を特定しない統計情報の形で使用いたします。

第13条(禁止行為)

ベーシック会員は、特典で入手したチケットを任意に譲渡することは出来ますが、転売することは出来ません。 万一、社会通念を逸脱するような転売等の事実が判明した場合は、直ちにベーシック会員資格を取り消すもの とします。

第14条(指定管理者の変更)

第3条に定める指定管理者が変更された場合は、本規約は、ベーシック会員と新たな指定管理者との規約となることをベーシック会員は予め承諾するものとします。また、ベーシック会員は、登録された個人情報が新たな指定管理者に承継されることを予め承諾するものとします。

第15条 (規約の変更)

- 1. 本規約は予告なく指定管理者が変更できるものとし、この場合、指定管理者からベーシック会員に通知するものとします。なお、通知到着後にベーシック会員の権利を行使した場合は、変更内容を承認したものとみなします。
- 2. 本規約に定めのない事項について、必要があるときには、指定管理者が別に定めるものとします。

附則

- 1. この規約は平成23年4月1日から適用します。
- 2. 本改訂版は平成26年4月1日から適用します。
- 3. 本改訂版は令和2年3月1日から適用します。
- 4. 本改訂版は令和 4 年 12 月 20 日から適用します。